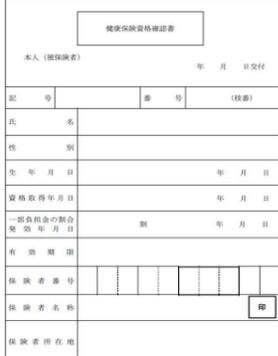


令和6年12月以降の医療機関受診方法等について

	区分	受診方法・使用可能機関	有効期限
①	<p>マイナ保険証</p> 	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	なし
②	<p>資格確認書</p> <p>はがき型</p> <p>マイナンバーカードを保有していない方、マイナ保険証利用登録をしていない方等に発行</p> 	すべての医療機関で受診可能	令和11年11月末
③	<p>マイナポータル（スマホ） +マイナンバーカード</p>  	医療機関で受診する際はマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則ですが、オンライン資格確認未対応の医療機関や、停電、ICチップ破損等の際は、スマホでマイナポータルの資格情報画面を表示し、マイナンバーカードと共に提示することで、医療機関の受診が可能（スマホのみは不可）	なし
④	<p>マイナポータル（PDF） +マイナンバーカード</p>  	③のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で保存した医療保険の資格情報を表示し、マイナンバーカードと共に提示することで、医療機関受診が可能（PDFのみは不可）	なし
⑤	<p>資格情報のお知らせ +マイナンバーカード</p> <p>紙</p>  	③のケースで、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせを、マイナンバーカードと共に提示することで、医療機関受診が可能（資格情報のお知らせのみは不可）	なし
⑥	<p>健康保険証</p> 	すべての医療機関で受診可能	令和7年12月1日